

家畜注射手数料（C S F（豚コレラ）予防）の改定について

令和元年11月19日
農林水産部

本県では、C S Fの感染拡大の防止に向け、家畜伝染病予防法に基づき、10月25日（金）から11月1日（金）まで、家畜防疫員である県の獣医師職員と県が家畜防疫員として任命した民間開業獣医師等によって、県内全養豚農家の飼養豚等（哺乳豚や出荷間際の肥育豚を除く約2万頭）へのC S Fワクチンの初回接種を実施しました。

C S Fワクチン接種については、県の手数料条例及び同条例施行規則により、1頭390円の手数料を養豚農家に負担いただくことになっていますが、今回の予防的ワクチン接種は、感染拡大防止に向け、緊急に行うものという側面があることから、接種開始時点で飼養している豚等に対する初回接種に係る手数料については、全額免除することとしました。

初回接種後も新たに産まれた子豚等に対しワクチン接種を行うこととしていますが、今後の手数料については、①連続注射器を用いて効率的な接種が可能となったこと、②養豚農家における防疫対策等の費用が増加し経済的負担が大きい状況であるなどを勘案のうえ、現行の1頭390円から290円に引き下げることとしました。

【家畜注射手数料（C S F予防）の改定の概要】

1 手数料の改定内容

- ・ 現行手数料の1頭につき390円から100円を引き下げ290円とする。

＜富山県手数料条例施行規則を改正＞

【現 行】家畜注射手数料（C S F予防）1頭につき390円



【改定後】家畜注射手数料（C S F予防）1頭につき290円

2 手数料改定の実施時期

令和元年12月1日（日）